点検評価委員会規程

平成18年４月１日
施行

（目的）

第１条　この規程は、獨協大学自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する規程第４条に基づく点検評価委員会（以下「委員会」という。）について定める。

（構成）

第２条　委員会は自己点検・評価室長及び次に掲げる者をもって構成する。

（１）　各学科長

（２）　各研究科主事

（３）　自己点検・評価室事務課長

（４）　学長が専任教職員から任命した者若干名

（５）　（削除）

（６）　（削除）

２　委員長には、自己点検・評価室長をあてる。

３　委員長を補佐するため副委員長をおくことができる。副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

（任務）

第３条　委員会は、内部質保証推進委員会の下で次の事項にあたる。

（１）　全学を対象とする自己点検・評価の実施に関する事項

（２）　各学部、各研究科及び事務局が行う自己点検・評価に対する全学的な見地からの検証に関する事項

（３）　学生による授業評価、教育環境改善のためのアンケート（全学共通項目）の実施に関する事項

（４）　自己点検・評価報告書原案の作成及び内部質保証推進委員会への報告に関する事項

（５）　内部質保証推進委員会から各部局に対して出された改善の指摘又は勧告に対する実施計画の策定及び実行に関する事項

（６）　その他、全学の自己点検・評価及び内部質保証の推進にあたり必要とされる事項

（任期）

第４条　第２条第１項第４号による委員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

２　任期の途中で委員の交代があった場合の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の開催）

第５条　委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

２　委員長に事故のあるときは、あらかじめ指名された者がその職務を代行する。

３　定例の委員会は原則として毎月１回開催する。

４　委員長が必要と認めるときは、随時委員会を招集することができる。

５　委員会は必要に応じて、委員会に委員以外の教職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、自己点検・評価室が行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、内部質保証推進委員会及び全学教授会の審議を経て学長が行う。

附　則（平成18年規程第６号）

１　この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成26年規程第14―７号）

２　この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（2020年規程第４号）

この規程は、2020年４月１日から施行する。

附　則（2023年規程第９号）

この規程は、2023年４月１日から施行する。